

■実務経歴証明書の証明者について

<p>①建築実務を行った所属先が「建築士事務所」の場合</p>	<p>・建築実務を行った建築士事務所の開設者、管理建築士又は所属建築士のいずれかが証明者</p> <p>※建築士事務所にて施工管理業務を行った場合も、「建築士事務所による証明」としてください。</p> <p>※「建築士事務所」で行った実務であるにもかかわらず、②の法人代表者として証明している場合は、再提出をお願いすることもあります。(代表者であっても開設者として証明しているものは可)</p>
<p>②建築実務を行った所属先が「建築士事務所以外の法人」の場合</p>	<p>・建築実務を行った法人の代表者(代表権を持つ役員(代表取締役、理事長 等))が証明者</p> <p>※建築士事務所である法人の場合には、①によってください。</p> <p>※支社長・支店長は、証明者として認められません。</p>
<p>③建築実務を行った所属先が「行政・独立行政法人」の場合</p>	<p>・建築実務を行った部署の所属長が証明者</p> <p>※所属長は、本庁の場合には部長・課長、出先機関の場合にはその長など、通常証明者となっている適切な権限を有する者として下さい。</p> <p>※実務を行った部署を異動し、申請時点で別の部署に所属している場合、その証明者は申請する実務を行った部署の現時点の所属長としてください。</p>
<p>④建築実務を行った所属先が「教育機関」の場合</p>	<p>・学長(校長)または学部長・研究科長が証明者</p>

※勤務先毎に必要となります。